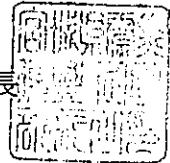


総 交 第 9 1 号
令和2年8月28日

国立大学法人 東北大学学長
国立大学法人 宮城教育大学学長 } 殿

宮城県震災復興・企画部長



自転車安全利用条例について（通知）

本県の交通安全行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記自転車安全利用条例について、令和2年7月13日に公布され、令和3年4月1日に施行されます。

つきましては、条例の普及・啓発に御協力願いますとともに、貴所属職員、在学生及び保護者への御指導についてもよろしくお願いします。

記

添付資料

- 1 自転車安全利用条例
- 2 自転車安全利用条例の概要
- 3 自転車安全利用条例Q&A

※ 添付資料1，2については、県ホームページからも御覧いただけます。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/jitennshajyourei.html>)

担 当:総合交通対策課 交通安全班
Tel. 022-211-2438 Fax. 022-211-2290
E-Mail: kotu-ka@pref.miyagi.lg.jp

自転車安全利用条例

令和二年七月十三日

宮城県条例第五十号

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全利用の促進について、基本理念を定め、県、県民、自転車利用者その他の関係者の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって歩行者、自転車、自動車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 県民等 県民又は県内に滞在し、若しくは県内を通過する者をいう。
- 三 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 五 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び市町村の機関をいう。
- 六 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- 七 事業者 事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 八 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 九 自転車貸出業者 道路（法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。第十二条及び第十四条第四項において同じ。）において利用する自転車の貸出しを業とする者をいう。
- 十 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 十一 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。

(基本理念)

第三条 自転車の安全利用の促進は、自転車の利用が環境への負荷の低

減、県民等の健康の増進、災害時における交通の機能の維持、観光の振興等に資するものであるとの基本的認識の下、県、県民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携して、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 自転車の安全利用について理解を深めるための学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全に関する教育及び啓発
- 二 乗車用ヘルメットの着用の促進
- 三 自転車の定期的な点検及び必要な整備の促進
- 四 県民等、自転車利用者、保護者、市町村、関係団体、事業者等が実施する自転車の安全利用の促進に関する取組に対する情報の提供、助言その他の支援
- 五 学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報の提供その他の必要な支援
- 六 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用を促進するために必要な施策

2 県は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要に応じて、これらの者に対して協力を求めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、自転車の安全利用について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等における自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第六条 自転車利用者は、法その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、車両（法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者としての責任を自覚し、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、他人に迷惑を及ぼすおそれがある運転をしないよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車で歩道（法第二条第一項第二号に規定する歩道をいう。）を通行する場合において、その通行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。

- 4 自転車利用者は、自転車横断帯（法第二条第一項第四号の二に規定する自転車横断帯をいう。）が併設されていない横断歩道（同項第四号に規定する横断歩道をいう。以下この項において同じ。）を歩行者用信号機（同条第一項第十四号に規定する信号機で歩行者の通行の用に供するものをいう。）に従って自転車で通行する場合において、その横断歩道に通行している歩行者がいるときは、当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。
- 5 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
- 6 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

（保護者等の責務）

第七条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- 3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。
- 4 七十歳以上の者の親族は、自転車を利用する当該七十歳以上の者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する助言その他の自転車の安全利用のために必要な助言をずるよう努めなければならない。

（学校の長の責務）

第八条 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

（関係団体の責務）

第九条 関係団体は、法その他の関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 関係団体は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第十条 事業者は、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に、自転車の安全利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自転車の安全利用について理解を深め、その事業活動を通じ、自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 3 事業者は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進する

ための施策に協力するよう努めなければならない。

- 4 事業者は、事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第十一条 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車の安全利用、点検及び整備の方法に関する情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車貸出業者の責務)

第十二条 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

(自動車等を運転する者の責務)

第十三条 自動車(法第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。)又は原動機付自転車(同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。)を運転する者は、自転車の側方を通過するときは、交通事故を防止するため、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十四条 自転車利用者(未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。)は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車利用者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

- 3 事業者は、その業務において従業者に自転車を利用させるに当たっては、当該従業者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

- 4 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

- 5 県は、関係機関と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供、啓発その他の必要な施策を実施する。

- 6 学校の長は、その児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければ

ならない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認)

第十五条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(道路交通環境の整備)

第十六条 県は、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に関する事業を推進するものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

自転車安全利用条例の概要

1 主な条項の概要

(1) 目的 (第1条)

自転車の安全利用の促進について、基本理念や、県、県民、自転車利用者等の責務を明らかにし、施策の基本的な事項を定めてそれを推進し、歩行者、自転車等が安全に通行し、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念 (第3条)

自転車の安全利用の促進は、環境への負荷の低減、健康の増進、災害時の交通機能の維持、観光の振興等に資するとの認識のもとに、県、県民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携し自転車事故を防止することを旨として行う。

(3) 県、県民、自転車利用者、その他関係者の責務 (第4条～第13条)

対象者	内容
県 (第4条)	学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全教育、啓発 ヘルメット着用、自転車の定期的点検、必要な整備の促進 安全利用促進の取組に対する情報提供、助言等の支援 学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報提供等 関係機関等との緊密な連携と協力の要請
県民 (第5条)	家庭、学校・地域等における安全利用の取組
自転車利用者 (第6条)	道路交通法その他関係法令の遵守、歩行者の安全に配慮 車両運転者としての責任の自覚、他人に迷惑を及ぼさない運転 ヘルメットの着用、自転車の定期的点検と必要な整備

※保護者、学校の長、関係団体、事業者、小売・貸出業者等の責務も第7条～第13条で規定

(4) 自転車損害賠償保険等への加入義務 (第14条～第15条)

対象者	内容
自転車利用者 (未成年者の場合は保護者) (第14条第1項, 第2項)	保険加入を義務とする
事業者 (第14条第3項) 自転車貸出業者 (第14条第4項)	保険加入を努力義務とする
自転車小売業者 (第15条)	購入者の保険加入の有無の確認を努力義務とする 購入者が保険未加入のとき保険情報等の提供を努力義務とする

2 施行日

令和3年4月1日

○ 条例の概要

項 目	概 要
第1条 条例の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用の促進について、基本理念を定め、県、県民、自転車利用者や関係者の責務を明らかにし、自転車の安全利用に関する施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、歩行者、自転車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与すること
第3条 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用促進は、①環境への負荷の低減、②健康の増進、③災害時の交通機能の維持、④観光の振興等に資するとの認識の下、県、県民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携し自転車事故を防止することを旨として行う
第4条 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全教育、啓発 ・ヘルメット着用、自転車の定期的点検、必要な整備の促進 ・安全利用促進の取組に対する情報提供、助言等の支援 ・学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報提供等 ・関係機関等との緊密な連携と協力の要請
第5条 県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校、地域等における自主的・積極的な安全利用の取組 ・県等の施策への協力
第6条 自転車利用者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法その他関係法令の遵守 ・車両運転者としての責任の自覚、他人に迷惑を及ぼさない運転 ・歩行者の安全に配慮 ・ヘルメットの着用、自転車の定期的点検と必要な整備
第7条 保護者等の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者を監護する保護者の責務＝安全利用に関する教育、ヘルメットを着用させることや定期的点検と必要な整備に努めること ・70歳以上の高齢者の親族の責務＝安全利用の助言、ヘルメットを着用させるよう努めること
第8条 学校の長の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒等に対する自転車の安全利用の教育、啓発
第9条 関係団体の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の啓発、安全利用の取組を自主的積極的に行う ・県や関係機関の施策への協力
第10条 事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車で通勤し、又は事業で自転車を利用する従業者への啓発と指導 ・事業活動を通じた安全利用への自主的・積極的な取組 ・県や関係機関の施策への協力、自転車の定期的点検・必要な整備
第11条 小売業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・購入者に対し、自転車の安全利用、点検整備その他必要な情報を提供
第12条 貸出業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への安全利用に関する啓発
第13条 自動車等の運転者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めること
第14条 損害賠償保険への加入	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者（未成年者の場合は保護者）に保険加入の義務 ・事業者、自転車貸出業者に保険加入の努力義務 ・県は保険加入促進のための情報提供、啓発等を実施 ・学校の長に保険情報提供の努力義務
第15条 自転車小売業者による保険加入確認	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車小売業者は、購入者の保険加入の有無の確認に努めること ・購入者が保険未加入のときは、保険情報等の提供に努めること
第16条 道路環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県は関係機関と連携し、道路交通環境の整備に関する事業を推進

自転車安全利用条例 Q & A

1 自転車安全利用条例の制定について

Q 1	なぜ条例を制定したのか。
-----	--------------

- 県内では、ツール・ド・東北などの自転車イベントが増え、自転車愛好者も増えている。一方で高齢者人口も増加、電動自転車も増えており、重大事故の発生リスクも高まっていると認識していることから、自転車の安全な利用と事故防止を図りたい。
- また、高額な賠償を必要とする自転車事故が全国で発生しており、交通ルールやマナーの普及啓発に加えて、被害者を救済するための方策が求められていた。

2 条例の内容について

(1) 自転車損害賠償保険等への加入

Q 2	自転車の保険とは何か。
-----	-------------

- 自転車事故により生じた生命または身体の傷害を補償することができる保険又は共済のことである。いわゆる自転車保険（保険料年額1,200円～7,000円）という名称が付いているもののほか、自動車保険の特約（日常生活賠償特約：家族全員をカバー）、学校で加入するPTA保険（保険料年額400円×全校生徒数）や傷害保険に付帯するものなど、様々な種類がある。
- 自転車販売店で自転車の点検整備を受けた際に1年間の保険が付くTSMマーク〔整備費と保険料を合わせて2,000円前後（部品代は実費）〕を扱っており、これは自転車に掛ける保険である。
- 事業者向けには、業務の遂行によって生じた対人事故の傷害を賠償する総合型保険がある。

Q 3	なぜ保険加入を義務化したのか。
-----	-----------------

- 近年、自転車事故による高額賠償請求事例（平成25年、9,521万円）が全国各地で散見されるが、自転車には自賠償保険制度がない。
- 被害者救済の確保等の観点から、自転車保険加入に関して一層の促進を図る必要があるため、自転車利用者に保険加入を義務付けた。
- 民間の損害保険会社の2019年度の自転車保険加入状況調査の結果によれば、条例で保険加入を義務化している地域では加入率が65.6%で、義務化していない地域の49.6%より16ポイント高く、また、新たに義務化した地域では、前年度調査より加入率が8.6ポイント増加していることから、保険加入を義務化することによって加入率の向上を目指すもの。

Q 4	保険に加入しない場合、罰則はあるか。
-----	--------------------

- 罰則はない。既に保険加入を義務化している都道府県や政令市の条例においても、罰則規定はないことから、均衡を図るため、罰則を規定しなかった。

(2) その他の内容について

Q 5	自転車損害賠償保険等への加入以外には、主にどのようなことが定められているか。
-----	--

- 自転車の安全利用を促進し、自転車事故の防止ために県や県民、自転車利用者、学校の長、事業者、その他関係者の責務について記載している。
- 特に、自転車利用者には、道路交通法等の法令の遵守、歩行者への配慮や自転車の点検整備、ヘルメットの着用などを求めている。
- また、学校の長は児童、生徒及び学生に対し自転車の安全利用に関する教育と啓発を、事業者には同様に従業員に対する指導と啓発を行うよう努めることとしている。

3 今後の取組について

Q 6	自転車の安全利用について、どのような取組を行っていくのか。
-----	-------------------------------

- チラシの作成と配布等による広報のほか、各市町村、関係機関、保険会社や小売業者、特に学校や関係団体と連携しながら、自転車の安全利用、保険加入、ヘルメット着用などの広報啓発を重点的に実施したいと考えている。また、年代に応じた交通安全教育については、関係機関や団体等と連携し、既に実施している交通安全施策とも連動させながら、効率的かつ効果的に実施したい。